

指定給水装置工事事業者の指定について

- 1 指定給水装置工事事業者の指定の申請の受付及び指定日
随時受付（毎月15日締切）、月末指定
- 2 指定給水装置工事事業者の指定の基準
水道法第25条の3第1項による
- 3 指定給水装置工事事業者の指定の有効期限
5年間
- 4 手続き（提出書類）
 - (1) 新規指定申請
 - ア 法人 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
誓約書（様式第2）
機械器具調書（別表）
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
給水装置工事主任技術者免状（写し）
定款（写し）
履歴事項全部証明書（原本）
業務内容及び講習会等受講実績等確認票（別紙）
県内の他の自治体への登録状況（別紙2）
 - イ 個人 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
誓約書（様式第2）
機械器具調書（別表）
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
給水装置工事主任技術者免状（写し）
住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
業務内容及び講習会等受講実績等確認票（別紙）
県内の他の自治体への登録状況（別紙2）
 - (2) 指定事項変更申請
 - ア 商号変更（法人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2）
定款（写し）
履歴事項全部証明書（原本）
 - イ 商号変更（個人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
 - ウ 所在地変更（法人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
定款（写し）
履歴事項全部証明書（原本）

- エ 所在地変更（個人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
- オ 組織変更（法人→個人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2）
住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
- カ 組織変更（個人→法人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2）
定款（写し）
履歴事項全部証明書（原本）
- キ 代表者変更（法人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2）
定款（写し）
履歴事項全部証明書（原本）
- ク 代表者変更（個人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2）
住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
- ケ 役員異動（法人） 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）
誓約書（様式第2） ※辞任のみの場合は不要
履歴事項全部証明書（原本）
- コ 主任技術者選任 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
給水装置工事主任技術者免状（写し）
- サ 主任技術者解任 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

(3) 指定更新申請

新規指定申請に準ずる

(4) 廃止・休止・再開申請

- ア 廃止 指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11）
鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- イ 休止 指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11）
鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証
- ウ 再開 指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11）

5 手数料

- 新規指定申請 14,000円
- 指定事項変更申請 200円（役員異動及び主任技術者選任解任以外の変更時）
- 指定更新申請 7,000円